

浜松市保育士宿舍借り上げ支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市以外が設置又は実施する認定こども園、保育所、地域型保育事業及び企業主導型保育事業（以下「私立保育所等」という。）の保育士を確保するため、補助事業者が雇用する保育士用の宿舍（賃貸マンション、アパート等）の借り上げを行う場合に、その経費の一部を補助することで、保育士が働きやすい環境を整備し、就業継続及び離職防止を図るとともに、保育士の市外流出を防ぎ、本市への定住を促進していくことを目的として、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）並びにこの交付要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいう。
- (2) 保育所 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第39条第1項に規定する保育所をいう。
- (3) 地域型保育事業 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業及び同条第12項に規定する事業所内保育事業をいう。
- (4) 企業主導型保育事業 法第59条の2第1項に規定する施設（同項の規定による届出がされたもののうち利用定員が6人以上のものに限る。）のうち、法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものの設置者が、公益財団法人児童育成協会から助成決定を受けた企業主導型保育事業をいう。
- (5) 保育士 私立保育所等に勤務する保育士、保育教諭、保健師、看護師及び准看護師をいう。

(補助事業者等の要件)

第3条 補助事業者は、市税を完納した者であって、私立保育所等を設置又は実施しており、次条に規定する補助対象保育士を居住させるための居住用家屋（以下「宿舍」という。）に係る賃貸借契約を締結し、補助事業者自ら賃借料等を負担する者とする。

2 宿舍は、本市内に所在するものに限る。ただし、補助事業者、補助事業者の役員及び補助事業者の従業員並びにそれらの親族その他利害関係者が所有するものは除く。

(補助対象保育士の要件)

第4条 補助対象保育士は、補助事業者の設置又は実施する私立保育所等に勤務する保育士（保健師、看護師又は准看護師は、1施設あたり1人に限る）であって、宿舍に居住

している者（平成24年度以前に補助事業者が借り上げる宿舎に入居している者を除く）のうち、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者であること。
- (2) 雇用を開始した日から起算して、10年以内の者であること。
- (3) 本人及び同居者が住居手当その他これに類する手当を受けていないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、宿舎の借り上げにかかる費用のうち、賃借料（駐車場代を除く）、共益費及び管理費とする。

（補助対象期間）

第6条 補助事業者が、次に掲げる全ての条件を満たした日から、当該年度末までとする。ただし、当該年度中にいずれかの条件を満たさなくなった場合は、当該条件を満たさなくなった日の前日を補助対象期間の終了日とする。

- (1) 補助事業者が宿舎を借り上げること。
- (2) 補助対象保育士が宿舎に居住すること（居住の起算日は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第7号に規定する住所を定めた年月日とする。）。
- (3) 補助対象保育士が補助事業者が設置又は実施する私立保育所等で勤務すること。

（補助金の算定基準）

第7条 市長は、別表1により算出した額を補助事業者に補助するものとする。ただし、令和2年3月末日における補助対象保育士であり、令和2年度以降、次条の事業実施申出書を提出した時に採用5年目までの者には、別表2により算出した額を補助事業者に補助するものとする。

（事業実施申出書）

第8条 補助事業者は、保育士宿舎借り上げ支援事業実施申出書（第1号様式）に、必要な書類を添付して、第6条に掲げる全ての条件を満たした日の属する月の末日までに市長に提出しなければならない。ただし、事業実施年度内で提出期限を経過してから当該申出書を提出した場合は、提出した日を含む月の初日から補助対象とする。

2 転居に伴い、第3条の宿舎に変更が生じる場合は、保育士宿舎借り上げ支援事業宿舎変更届（第1-2号様式）に、必要な書類を添付して、転居した日の属する月の末日までに市長に提出しなければならない。

（交付の申請）

第9条 補助金の交付申請をしようとする者は、交付申請書（第2号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 市税納付・納入確認同意書（第3号様式）
- (4) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し

(5) 暴力団排除に関する誓約書（第4号様式）

(6) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第10条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査し、当該申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、交付決定通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

（変更の申請）

第11条 前条の決定通知を受けた者が、年度途中において、当該交付決定に係る事業内容を変更する必要があるときは、変更交付申請書（第6号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 変更事業計画書

(2) 変更収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

（変更の決定）

第12条 市長は、前条の申請を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定をし、変更交付決定通知書（第7号様式）により、申請者に通知するものとする。

（完了報告）

第13条 決定通知を受けた者は、当該補助事業が完了したときは、補助事業完了報告書（第8号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の報告を受けたときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書（第9号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の取消し及び返還）

第15条 市長は、決定通知を受けた者が、次の各号のいずれかに該当した場合、第10条又は第12条の決定を取り消すとともに、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正な行為により、補助金の交付決定を受けた場合

(2) 交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に違反した場合

(3) 補助金を他の用途へ使用した場合

(4) その他、市長が不相当と認める事由が生じた場合

（遵守すべき事項）

第16条 当該事業を実施する事業者は、次に掲げる全ての事項を遵守すること。

(1) 本事業の活用により、保育士の給与水準を低下させてはならないこと。ただし、業

績に応じて変動することとされている賞与等が変動した場合についてはこの限りでない。

- (2) 保育士が適切に居住し、勤務が継続するよう努めること。
- (3) 事業終了後も保育士の就業継続に努めること。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度から平成32年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度までの補助金に適用する。

別表1

補助対象経費	補助基準額	補助率	備考
賃借料、共益費及び管理費の合計	一戸あたり月額56,000円とする。 ただし、第6条の日数が1か月に満たない場合は、上記金額を当該月の日数で除して得られた額(10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)とする。	4分の3	補助金額は、補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を差引いた額とを比較して、いずれか少ない額に、補助率を掛けて算出する。 ただし、算出された金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別表2（令和2年3月末日における補助対象保育士であり、令和2年度以降、第8条の事業実施申出書を提出した時に採用5年目までの者）

補助対象経費	補助基準額	補助率	備考
賃借料、共益費及び管理費の合計	<p>一戸あたり月額82,000円とする。</p> <p>ただし、第6条の日数が1か月に満たない場合は、上記金額を当該月の日数で除して得られた額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とする。</p>	4分の3	<p>補助金額は、補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を差引いた額とを比較して、いずれか少ない額に、補助率を掛けて算出する。</p> <p>ただし、算出された金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>

備 考

- 1 令和2年3月末日の補助対象経費の額が別表1の補助基準額以上の場合であって、令和2年4月以降の転居にともない、転居後の補助対象経費の額が令和2年3月末日における補助対象経費の額よりも増額する場合は、令和2年3月末日における補助対象経費に基づき、補助金額を算定する。
- 2 令和2年3月末日の補助対象経費の額が別表1の補助基準額未満の場合は、別表1に基づき、補助金額を算定する。

第1号様式

浜松市保育士宿舎借り上げ支援事業実施申出書							
補助 対象 宿舎	補助対象宿舎住所	浜松市 区					
	賃貸借契約日	年 月 日					
	契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日					
	賃貸人						
	利害関係者の有無	第3条第2項に規定する 利害関係者である 利害関係者ではない					
	賃借料	¥	円	月額	合計 + +	¥ 円	
	共益費	¥	円	月額			
	管理費	¥	円	月額			
	保育士負担	あり(保育士負担額 ¥ 円) なし					
	同居人	あり	なし	同居人の住居手当	あり	なし	
補助 対象 保育士	保育士氏名			生年月日	年	月 日	
	勤務する施設名			住所を定めた年月日	年	月 日	
	施設類型			新卒・既卒の別	新卒	既卒	
	採用年月日	年	月 日	勤続年数	年目		
	1日の勤務時間			月の勤務日数	日(当月予定)		
	住居手当	あり	なし	社会保険	適用あり	適用なし	
	職名	保育士	保育教諭	保健師	看護師	准看護師	
	令和2年3月末の補助対象の有無	有(令和2年3月末までに補助対象保育士として申出書提出) 令和2年3月末の賃借料、共益費及び管理費の合計額 _____円(月額) 無(新規)					
	家族構成	世帯主氏名					
		世帯主以外の同居家族 ()に世帯主との続柄を記入	()	()	()	()	()
<p><添付書類> 賃貸借契約書(写し)、勤務証明書(本市指定の様式)、資格証(写し)、保育士の住民票(写し)、保育士の履歴書(写し)、企業主導型保育事業(運営費)助成決定通知書の写し(企業主導型保育事業のみ)、委託契約書の写し(事業者が運営を委託している場合)上記のとおり申し出ます。</p>							
<p>(あて先)浜松市長</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">所在地 名称 代表者氏名</p>							

第1 - 2号様式

年 月 日

あて先) 浜松市長

所在地
届出者名称
代表者氏名 印

浜松市保育士宿舎借り上げ支援事業 宿舎変更届

次のとおり浜松市保育士宿舎借り上げ支援事業費補助金交付要綱第8条第2項に基づき、補助対象宿舎が変更になったので、下記のとおり届け出ます。

記

1 施設の名称及び補助対象保育士氏名

2 変更内容

(1) 変更前

(2) 変更後

3 変更の理由

4 変更年月日

添付書類

変更後の宿舎の賃貸借契約書(写し)、変更後の補助対象保育士の住民票(写し)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地
申請者 名称
代表者氏名

印

交 付 申 請 書

次の事業について交付を受けたいので申請します。

記

- 1 交付を受けようとする事業
保育士宿舎借り上げ支援事業

- 2 申請の内容

補助金交付申請額 ¥ 円

* 内訳は別紙のとおり

第3号様式

市税納付・納入確認同意書

年 月 日

(あて先) 浜 松 市 長

補助金交付申請者

住 所(または所在地)

フリガナ

氏 名(または法人名)

_____ 印

(法人の場合は法人代表者印)

_____ 年 月 日 生

法人設立年月日

_____ 年 月 日

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市保育士宿舎借り上げ支援事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付又は納入の状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 : 浜松市保育士宿舎借り上げ支援事業費補助金

第4号様式

暴力団排除に関する誓約書

浜松市保育士宿舎借り上げ支援事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

次に掲げる者のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
- (2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

年 月 日

(あて先) 浜 松 市 長

所在地
(誓約者) 名称
代表者氏名

印

第 号
年 月 日

様

浜松市長

交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった事業については、次のとおり助成します。

記

1 交付する事業

保育士宿舍借り上げ支援事業

2 交付する金額 ¥ _____ 円

3 交付の条件

- (1) 交付に係る補助金等は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- (2) 補助事業等の中止又は内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業等の事業運営・経理の状況を調査し、不適当と認めるときは、当該補助金等の全部又は一部の返還を命じる。
- (5) 補助事業が完了した場合、速やかに別に定める様式により完了報告を市長に提出すること。
- (6) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (7) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
- (8) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地
申請者 名称
代表者氏名 印

変更交付申請書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金の交付決定を受けた保育士宿舎借り上げ支援事業の計画を次のとおり変更したいので申請します。

記

1 計画変更の理由

2 変更の内容

既交付決定額	¥	円
追加額	¥	円
変更交付申請額	¥	円

第 号
年 月 日

様

浜松市長

変更交付決定通知書

年 月 日付け浜松市指令 第 号に係る保育士宿舍借り上げ支援事業
費補助金の交付決定額 ¥ 円を下記のとおり変更決定いたします。

記

¥ _____ 円

交付の条件

- (1) 交付に係る補助金等は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- (2) 補助事業等の中止又は内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業等の事業運営・経理の状況を調査し、不適当と認めるときは、当該補助金等の全部又は一部の返還を命じる。
- (5) 補助事業が完了した場合、速やかに別に定める様式により完了報告を市長に提出すること。
- (6) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (7) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
- (8) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地

名称

代表者氏名

印

補助事業完了報告書

年 月 日付け浜松市指令 第 号について保育士宿舎借り上げ支援事業が下記のとおり完了したので報告します。

記

- 完了年月日
年 月 日
- 事業の内容・成果
- 収支の状況ならびに補助事業により生じる収入金
- 補助金の助成申請書と相違した場合はその理由
- 交付確定を受けたい額
¥ _____ 円
- その他

第 号
年 月 日

様

浜松市長

補助金確定通知書

年 月 日付けの補助事業完了報告書を審査の結果、下記の金額を
年度保育士宿舎借り上げ支援事業費補助金として確定します。

記

¥ _____ 円